



# パットワールド® PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー 〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号  
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 39 2007年04月23日

## シンガポールにおける2007年商標法改正について

2007年1月22日に2006年度の商標法改正法案が可決され、2007年2月1日に施行されました。

本改正は、商標法に関するシンガポール条約の一部条項を反映しています。

### 改正条項 第5A条について

本改正により多区分指定登録の条項が追加されました。

これにより、シンガポールの商標手続きは英国とほぼ一致することとなります。

本改正によって、一つの出願手続きで、数クラスの商品や役務を指定して登録出願することができます。登録に際しては、多区分をカバーした登録証が発行され、登録は一つのものとして維持され、更新も一度に多区分を指定して行うことができます。

### 登録出願の分割について

多区分を指定した登録出願の場合でも、異議申立や類似商標の引用を避けるため、該出願を二つまたはそれ以上に分割して、指令がかかっていない分類の商標を登録へ進めることも可能です。

但し、本改正の効力が及ぶのは2007年2月1日以後に出願された商標であり、2007年2月1日以前に出願された商標は改正前の手続きで審査されます。

### 出願中の商標に対する使用権設定について

本改正以前は登録された商標のみについて使用権を設定できましたが、本改正後は出願中の商標についての使用権設定も認められるようになりました。

### その他の改正点について

第108条の改正によって、法務大臣が規則について改正を行う前に庁(IPOS)と協議しなければならないという文言が削除されました。

また、期限を経過してしまった手続きに関する救済のための手段が追加されました。これにより、たとえ期限を過ぎてしまったとしても、出願人が申請した出願に対する権利を維持する方法が規定されました。

もっとも重要な点は、期限が経過して無効となった出願を、再度有効とする権限が審査官に与えられたことであり、また、商標法に関するシンガポール条約第14条の規定(期間非遵守の場合の救済処置)を反映させています。

以上

(情報提供: W. P. Lai & Co.)